

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が著しく下がる場合 「特例改定の延長」又は「定時決定の保険者算定」 により現状に適した標準報酬月額に改定（決定）できます。

## （1）「特例改定の延長」

- ① 急減月（令和3年8月から同年12月までの間の1か月で、休業により報酬が著しく低下した月）に受けた報酬の総額を報酬月額として算定し、急減月の翌月から、標準報酬月額を改定できます。
- ② 休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、2等級以上上昇した場合は、回復月の翌月から回復月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定します。

### ■ 特例改定の延長（例）

標報 300



#### 【ポイント】

- ・これまでの特例改定と同様、急減月の翌月から標準報酬を改定（降級）することができます。また、休業が回復した場合の改定（昇級）は、2年8月以降を急減月として特例改定を受けた場合の取扱いと同様、回復月の翌月に改定します。
- ・「急減月」、「休業」、「休業が回復した月」の考え方についても、これまでと同様です。

## 対象となる方

### 3年8月以降、休業により報酬が著しく低下した方の特例（次のすべてに該当する方が対象）

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、3年8～12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方（固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。）
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方  
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。  
(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)
- 定時決定の保険者算定（詳細は裏面参照）の適用を受けていない方

## 対象となる保険料

- 3年8月から12月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月以降の保険料が対象となります。

## FAQ

**Q 1** 3年8月から12月を急減月とした特例改定について、届出期限はありますか。また、遡及して届出は行えますか。

**A 1** 3年8月から12月を急減月とした特例改定は、3年9月1日から4年2月28日までが届出の受付期間です。それまでの間に、届出を行っていただければ、急減月の翌月の標準報酬月額を遡及して改定することが可能です。

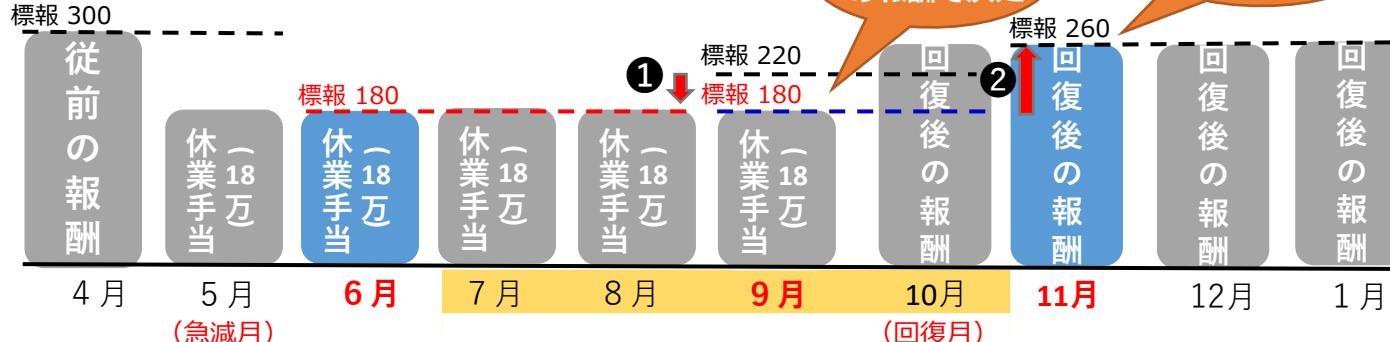
**Q 2** 3年7月以前を急減月とした特例改定を行ったことがあるのですが、3年8月から12月を急減月とした特定改定の届出はできますか。

**A 2** 2年4月から7月まで、2年8月から3年7月まで、3年8月から12月までを急減月とする特例改定は、それぞれの期間において一度限り行うことが可能とされています。したがって、届出は可能です。

## (2)「定時決定の保険者算定」【令和2年6月～3年5月を急減月として特例改定した方に限る取扱い】

- 届出により、令和3年8月の報酬（総額）を基礎として算定した標準報酬月額を、**3年の定時決定に係る保険者算定の算定額**として決定することができます。
- 休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、2等級以上上昇した場合は、**回復月の翌月**から回復月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定します。

### ■ 定時決定の保険者算定（例）



#### 【ポイント】

- 2年6月～3年5月を急減月として特例改定した方に限る取扱いで、2年4月～5月を急減月として特例改定した方を対象に設けられた昨年の定時決定の保険者算定の特例と同様の取扱いとなります。
- 上記の例では、7月1日に一時帰休が解消していないことから、休業手当が支払われた月を含め（4～6月）の報酬により定時決定されます。※通常の定時決定では、標準報酬月額（220）で決定されます。  
ただし、8月の報酬で算定した標準報酬月額（180）が、定時決定の標準報酬月額（220）より2等級以上低いため、定時決定の保険者算定を行うことで、8月の報酬より算定した標準報酬月額（180）で定時決定することができます。

## 対象となる方

### 2年6月～3年5月を急減月として特例改定を受けた方の定時決定の保険者算定（次のすべてに該当する方が対象）

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、**2年6月から3年5月までを急減月として特例改定を既に受けた方**
- 8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、定時決定で決定される9月の標準報酬月額に比べて2等級以上低い方**
- 定時決定における保険者算定の特例を行うことについて本人が書面により同意している方**

## FAQ

**Q 1** 定時決定による標準報酬月額と比較して、8月における報酬の総額に基づく標準報酬月額が2等級以上低い等のすべての要件に該当する場合は、必ず定時決定の特例の届出を行う必要がありますか。

**A 1** 必ずしも定時決定の特例の届出を行う必要はありません。（届出は任意）

届出がない場合は、通常の定時決定に基づいて標準報酬月額を決定することになります。

**Q 2** 2年の定時決定において、特例改定に係る保険者算定の特例の届出を行いましたが、3年の定時決定においても保険者算定の特例の届出を行うことはできますか。

**A 2** 2年の定時決定における特例の届出を行った場合でも、今回の特例の届出は可能です。なお、3年8月までに、休業が回復した際の届出を既に行っている場合については、今回の特例の届出はできません。

## (1),(2)の申請手続について

- 月額変更届（特例改定用）**に申立書を添付し愛知県情報サービス産業健康保険組合に申請してください。  
※(1)①に該当する方は「令和3年8月～令和3年12月を急減月とする場合」の月額変更届を、(2)①に該当する方は、「8月報酬による定時決定の場合」の月額変更届を、(1)②及び(2)②に該当する方は、「休業が回復した場合」の月額変更届を使用してください。